

公益財団法人寺下援護会助成金規程

一部改正平成25年1月4日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人寺下援護会(以下「本会」という)の定款第4条第1号より第5号までの事業を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(対 象 者)

第 2 条 本会の事業の対象となる者は、次のとおりとする。

- (1) 兵庫県下において、設備及び備品等の整備拡充を必要とする障害児教育諸学校(以下「学校」という。)
- (2) 兵庫県下の心身障害児で、大学又は、高等部に在学する者(以下「奨学生」という。)
- (3) 兵庫県下の心身障害児教育担当者(以下「教育担当者」という。)
- (4) 兵庫県下の心身障害児で、スポーツ、文化活動等で近畿大会又は全国大会において、優秀な成績を修めた者(以下「顕彰生」という。)
- (5) その他目的を達成するために必要な事業の対象者(以下「その他の者」という。)

(助成の内容)

第 3 条 助成の内容は、次のとおりとする。

- (1) 兵庫県下の障害児教育諸学校の設備及び備品の整備拡充に対する助成を行う。

(2) 兵庫県下の心身障害児で、大学又は、高等部に在学する奨学生に対する学資金の助成を行う。

(3) 兵庫県下の心身障害児教育担当者への研究助成を行う。

(4) 兵庫県下の心身障害児で、スポーツ、文化活動等で近畿大会又は、全国大会において優秀な成績を修めた者に対する表彰を行う。

(5) その他目的を達成するために必要な助成を行う。

(助成金給与の期間及び額)

第 4 条 助成金給与の期間は、第6条の決定があった日の属する年の1月から12月末までとする。ただし奨学生に対する助成の期間は、4月から正規の最短修業年限までとする。

2. 前項の期間中における助成金給与の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 学校に対する助成金 年額100,000円以内

(2) 奨学生に対する助成金

(イ) 高等部に在学する奨学生 年額50,000円

(ロ) 大学に在学する奨学生 年額50,000円

(3) 教育担当者に対する助成金

(イ) 個人の場合 年額100,000円以内

(ロ) グループの場合 年額150,000円以内

(4) 顕彰生に対する助成金 1回10,000円

(5) その他必要な者に対する助成金 1回50,000円迄

(助成金の願書等の提出)

第 5 条 助成金の受給志願者(以下「志願者」という。)は、助成金願書に、それぞれ下記の書類を添えて、本会あてに提出するものとする。尚、助成金願書の様式は附則第 3 号のとおりとする。

- (1) 学 校 助成金を必要とする理由書
- (2) 奨 学 生 在学学校長の推薦書、在学証明書及び学業成績証明書
- (3) 教育担当者 在学学校長の推薦書及び助成金を必要とする理由書
- (4) 顕 彰 生 在学学校長の推薦書、在学証明書及びスポーツ、文化活動等における成績証明書
- (5) その他の者 在学学校長の推薦書及び助成金を必要とする理由書

2. 奨学生の場合、前項の手続きは、当該志願者又は志願者の父母
その他志願者を事実上保護している者(以下「保護者」という。)
が行うものとする。

(助成金受給者の決定)

第 6 条 助成金の受給者(以下「受給者」という。)は、選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、その結果を志願者又は保護者に通知するものとする。

2. 前項の通知を受けた奨学生は、すみやかに誓約書及び保証書を提出しなければならない。

(助成金給与の方法)

第 7 条 助成金の給与は、下記の方法により行う。

- (1) 学校に対する助成金
毎年一定月に送金又は直接給与する。
- (2) 奨学生に対する助成金(以下「奨学金」という。)
奨学生又は保護者に対して毎年一定月に送金又は直接給与する。
- (3) 教育担当者に対する助成金
毎年一定月に送金又は直接給与する。ただし特別の事情があるときは、その都度送金または直接給与することができる。
- (4) 顕彰生に対する助成金
毎年一定月に送金又は直接給与する。
- (5) その他の者に対する助成金
その都度送金又は直接給与する。

(助成金受領書の提出)

第 8 条 助成金を受領した受給者又は保護者は、すみやかに、助成金受領書を本会あて提出しなければならない。

(学業成績の報告)

第 9 条 奨学生又は保護者は、毎年度末に学業成績表及び生活状況報告書を本会あて提出しなければならない。

(異動届出)

第 10 条 奨学生又は保護者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、必ず必要な資料を添え、すみやかに本会に届け出なければならない。

- (1) 奨学生が休学し、復学し、転学し、退学し、又は進学したとき。
- (2) 奨学生が死亡したとき。
- (3) 奨学生が退学、停学、訓告その他の処分を受けたとき。
- (4) 奨学生の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

(奨学金給与の停止)

第 1 1 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金給与を停止することがある。

- (1) 休学したとき。
- (2) 長期にわたって欠席したとき。
- (3) 学業、性行等の状況により奨学金給与が適当でないと認めるとき。

2. 前項の規定による停止には、第 6 条の規定を準用する。

(奨学金給与の復活)

第 1 2 条 前条の規定により奨学金給与を停止された者がその理由がやみ、本人又は保護者がこれを疎明する資料を添えて願い出たときは、奨学金給与を復活することがある。

2. 前項の規定による復活には、第 6 条の規定を準用する。

(奨学金給与の取消)

第 1 3 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、在学学校長の意見を徴して、奨学金給与を取り消すことがある。

- (1) 傷い、疾病等のため、成業の見込みがなくなったとき。
- (2) 学資の支弁が困難でなくなったとき。
- (3) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。

- (4) 前各号のほか、奨学金給与を行うことが、特に適当でないと認める事実があったとき。

2. 前項の規定による取り消しには、第 6 条の規定を準用する。

(奨学金給与の辞退)

第 1 4 条 奨学生又は保護者は、いつでも奨学金給与の辞退を申し出ることが出来る。

(規定の変更)

第 1 5 条 この規程は、評議員会の議決を得なければ変更することができない。

(細 則)

第 1 6 条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1. この規程は、平成 2 5 年 1 月 4 日より施行する。